

第3期 城里町

子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

城里町

はじめに

城里町では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「【第2期】城里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料・幼稚園授業料及び給食費の無償化を行うとともに、自宅で保育を行う在宅育児世帯に対しての支援給付や妊娠期から子育て期における切れ目のない相談・支援を行う「こども家庭センター」を令和6年4月に新たに開設するなど各種子育て支援施策を先駆的に展開し、「子育て支援が茨城県で一番進んでいる町」を目指して子ども・子育て支援に関する取組を総合的に推進してまいりました。



この度、第2期の計画期間の最終年度を迎えるにあたり、これらの施策に加え、更なる子ども・子育て支援制度に基づく事業の円滑な実施に向けて、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期城里町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である「子どもが健やかに育ち 子どもとともに親や地域が成長する 子育て支援のまちづくり」を軸として、子どもの幸せを第一に考え、社会全体で子育て支援ができるまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました、子育て世帯の方々をはじめ、子ども・子育て会議委員並びに関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

城里町長

上遠野 修

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の法的根拠	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	3
第2章 城里町の子どもと子育て家庭の現状	4
第1節 人口と世帯の状況	4
1 総人口と世帯数	4
2 人口動態	5
3 合計特殊出生率の推移	5
4 世帯類型等の推移	6
5 児童数の状況	7
6 就業状況	8
第2節 ニーズ調査結果からみた子育て環境について	9
1 子育てしやすいまちづくりについて	9
2 平日の定期的な教育・保育事業について	10
3 放課後に過ごさせたい場所や、小学校教育で重視すべきと思うこと	11
4 子どもたちを育てていくうえで、町が優先的に取り組むべきこと	13
5 城里町独自の子育て支援について	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
第1節 計画の基本理念	15
第2節 施策の体系	15
1 基本的な考え方	15
2 施策体系図	16
第4章 包括的子育て支援施策	17
第1節 施策の展開	17
基本目標1 子育て支援サービスの充実	17
基本目標2 子どもの生きる力を育む環境づくり	19
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のサポート	23
基本目標4 家庭や地域の子育て力の向上支援	26
基本目標5 子どもの安全の確保	28
基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備	29
基本目標7 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進	31

第5章 量の見込みと確保方策	33
第1節 教育・保育提供区域等の設定	33
1 教育・保育提供区域	33
2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域	34
第2節 子どもの人口の見通し	35
第3節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策	36
1 教育・保育給付の認定区分	36
2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の現状	37
3 量の見込み	38
4 確保の方策	39
第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策	41
1 地域子ども子育て支援事業（19事業）の概要	41
2 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保策	43
3 その他の推進方策	55
第6章 母子保健関連事業	56
1 目標事業量の設定及び目標	56
2 母子保健調査必須問診項目として把握する指標	57
第7章 計画の推進	58
1 分野別の役割	58
2 推進体制等の整備	59
資料編	61
1 城里町子ども・子育て会議条例	61
2 策定委員	63

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

1 計画策定の目的

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度より、全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業が始まりました。

その後、国は平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を打ち出し、働き方改革、外国人就労の機会拡大、女性活躍社会の推進等の経済振興とそれを支える子育て支援策を一体的に推進するため、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化を導入しました。

出生率の低下等による急速な少子高齢化の進展、児童虐待事案の発生、子育て中の親の社会からの孤立、相対的な貧困状態にある子どもたちの存在等、様々な問題がクローズアップされてきました。

子ども・子育てをめぐる問題が複雑化・多様化している中、城里町では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2期城里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

この度、第2期計画の終了を迎えることから、その見直しを行うとともにコロナ禍等によるライフスタイルの変化等、5年間の社会的動向を踏まえ、「第3期城里町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）の策定を行います。



2 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当します。

なお、本計画は、第2期計画に引き続き、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正（平成27年4月1日施行）において市町村の努力規定として定められた「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

また、こども家庭庁の設置等、国の機構も少子化対策に向けた体制を整備して対応する中で、本計画の位置づけと関係法等も考慮しつつ、本計画の策定にあたることとします。

【関係法令と計画の紐づけ一覧】

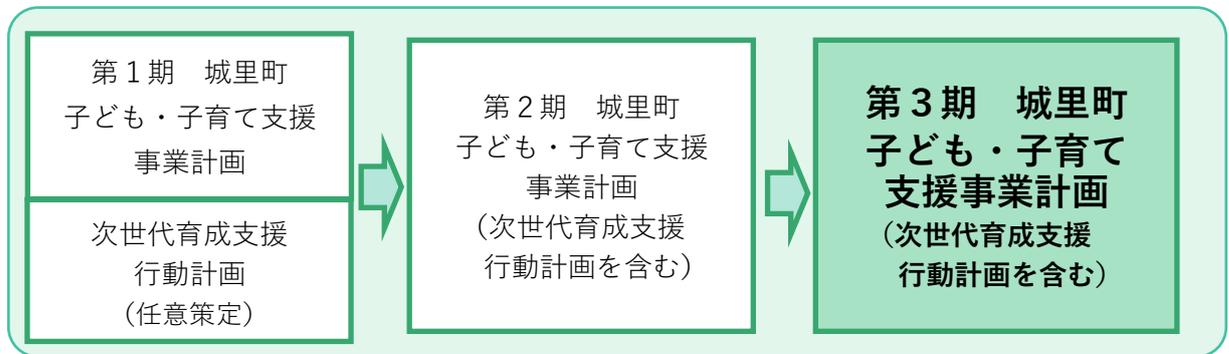
法令	国	茨城県	城里町
子ども基本法	こども大綱 こどもまんなか実行計画	茨城県こども計画 【令和6年度内に策定】	自治体こども計画 (策定は努力義務)
子ども・子育て支援法	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針	(7つの計画を含む) ・県次世代育成支援行動計画 ・県子ども・子育て支援事業支援計画 ・県子どもを虐待から守る基本計画 ・県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 ・県ひとり親家庭等自立促進計画 ・県社会的養育推進計画 ・いばらき青少年・若者応援プラン	城里町 子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画を含む)
改正次世代育成対策推進法	改正行動計画策定指針 ※不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施等		
改正児童福祉法	改正児童福祉法 児童虐待の相談応件数の増加、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化		城里町 障害者基本計画及び 障害福祉計画 (第6期計画)
子ども・若者育成支援推進法	子供・若者育成支援推進大綱 (こども大綱に一元化)		自治体こども計画 (策定は努力義務)
子どもの貧困の推進に関する法律	子供の貧困対策に関する大綱 (こども大綱に一元化)		※子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策、少子化社会対策を含めた計画とすることとなっている。
少子化社会対策基本法	少子化社会対策大綱 (こども大綱に一元化)		
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針		ひとり親家庭における ・子育て・生活支援策 ・就業支援策 ・養育費の確保策 ・経済的支援策 について、子ども・子育て支援事業計画との連動

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、これらの確保方策を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、保健・医療、雇用、住環境等、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく、各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

【本計画の位置づけイメージ】



第3節 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間の間年を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
城里町子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕					城里町子ども・子育て支援事業計画〔第3期〕					
				第3期計画策定			中間見直し		第4期計画策定	

第2章 城里町の子どもと子育て家庭の現状

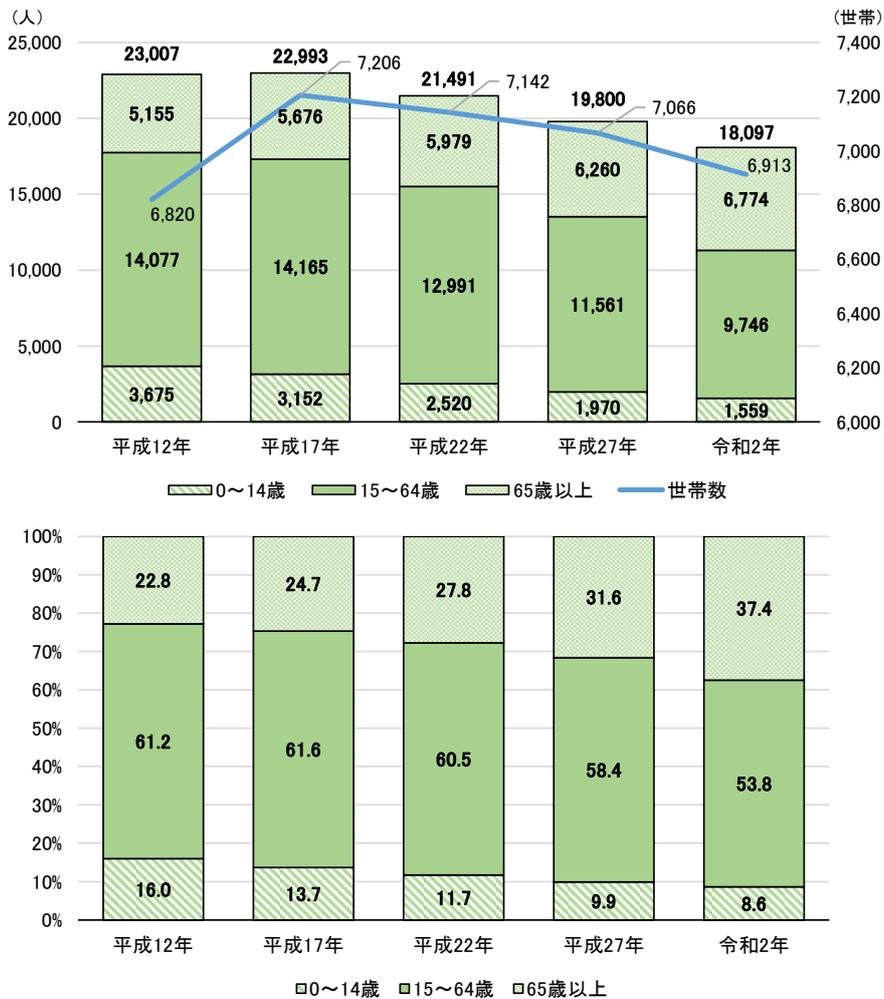
第1節 人口と世帯の状況

1 総人口と世帯数

国勢調査によると、城里町の人口は平成12年をピークとして平成17年には減少傾向に転換し、世帯数については平成17年をピークとして平成22年以降減少しています。

また、令和2年における15歳未満の年少人口は1,559人、年少人口比率は8.6%です。一方、65歳以上の人口は6,774人、高齢化率は37.4%となっています。平成12年には、年少人口比率が16.0%、高齢化率が22.8%であることから考えると、少子高齢化が進行しているといえます。

■町内総人口・年齢3区分人口、世帯数の推移、年齢3区分の比率



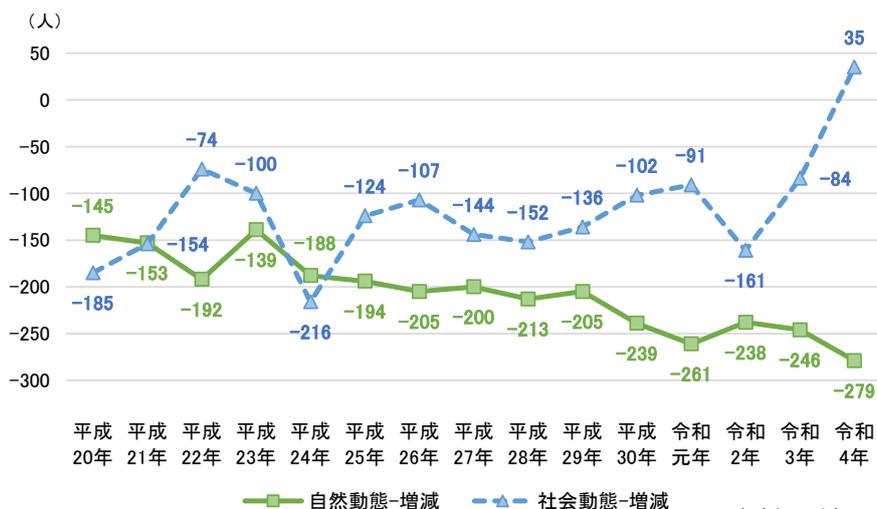
資料：国勢調査

2 人口動態

平成 20 年から令和 4 年までの住民基本台帳の人口動態を自然動態と社会動態に分けてみると、自然動態は一貫してマイナスであり、死亡数が出生数を上回り続けていることが分かります。

社会動態も、平成 20 年から令和 3 年までは転出数が転入数を上回っていますが、令和 4 年はプラスに転じ、転入数が転出数を上回っています。

■人口動態の推移



資料：:城里町住民基本台帳
 ※自然動態：出生数から死亡数を引いた数
 ※社会動態：転入数から転出数を引いた数

3 合計特殊出生率の推移

厚生労働省の人口動態保健所・市区町村別統計によると、合計特殊出生率は国と茨城県では平成 20 年から平成 29 年まで回復傾向であるのに対し、城里町は一貫して減少傾向となっています。

■合計特殊出生率の推移

	国	茨城県	城里町
平成 10-14 年	1.36	1.46	1.39
平成 15-19 年	1.31	1.39	1.23
平成 20-24 年	1.38	1.43	1.20
平成 25-29 年	1.43	1.46	1.14
平成 30-令和 4 年	1.33	1.34	1.12

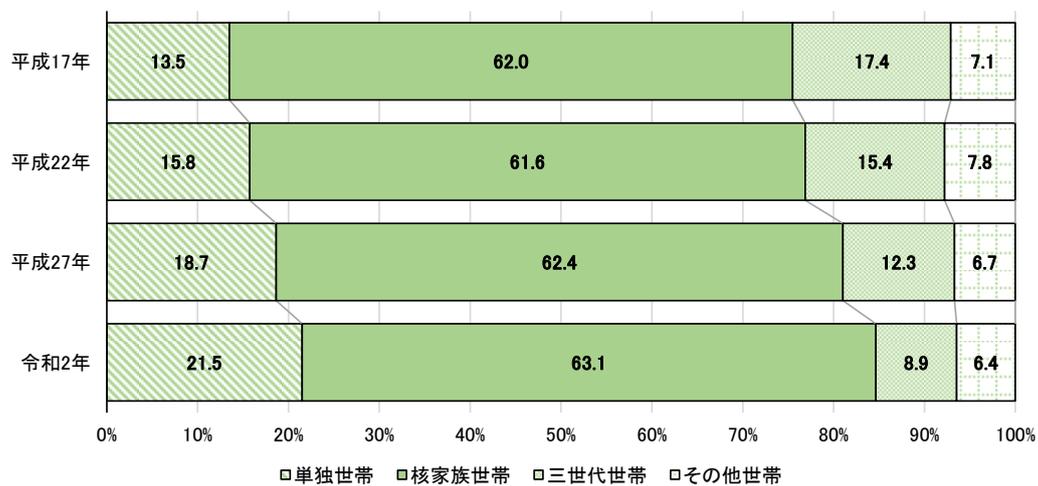
資料：厚生労働省人口動態保健所・市区町村別統計

※合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

4 世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成17年から令和2年にかけて、単独世帯の割合は8.0ポイントの増加、三世帯世帯の割合は8.5ポイントの減少が見られました。核家族世帯はほぼ横ばい傾向となっています。

■世帯類型等の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）



5 児童数の状況

住民基本台帳によると、城里町の令和2年から令和6年における、0歳児から11歳児までの児童数は、減少傾向にあり、令和6年現在1,052人となっています。

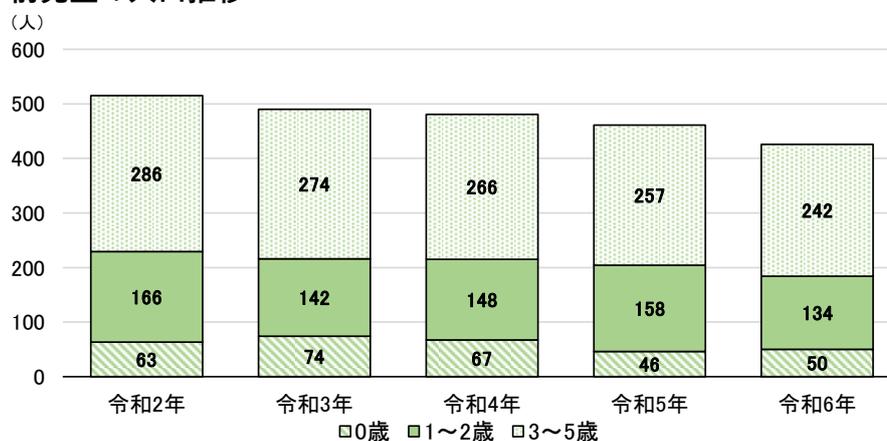
■小学生以下の児童数の推移

(単位：人)

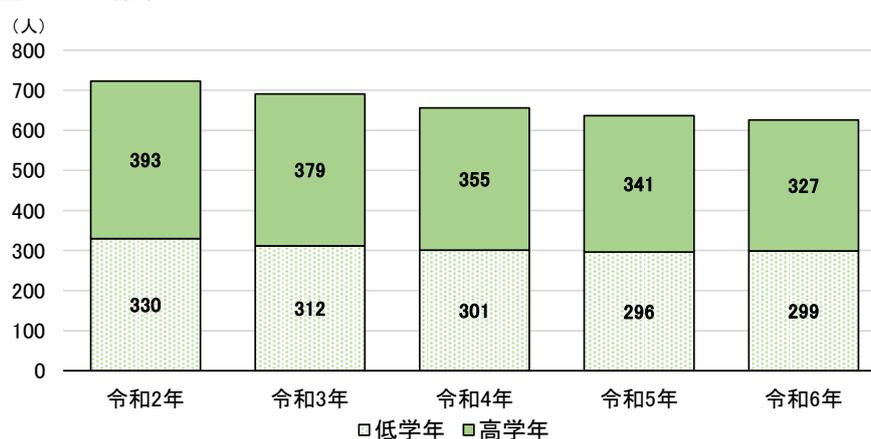
年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	63	74	67	46	50
1歳児	73	70	76	78	51
2歳児	93	72	72	80	83
3歳児	95	91	76	78	84
4歳児	88	92	97	79	81
5歳児	103	91	93	100	77
6歳児	99	100	95	98	101
7歳児	114	101	100	97	101
8歳児	117	111	106	101	97
9歳児	125	117	113	105	102
10歳児	139	124	119	116	106
11歳児	129	138	123	120	119
合計	1,238	1,181	1,137	1,098	1,052

資料：城里町住民基本台帳（各年4月1日）

■就学前児童の人口推移



■小学生の人口推移



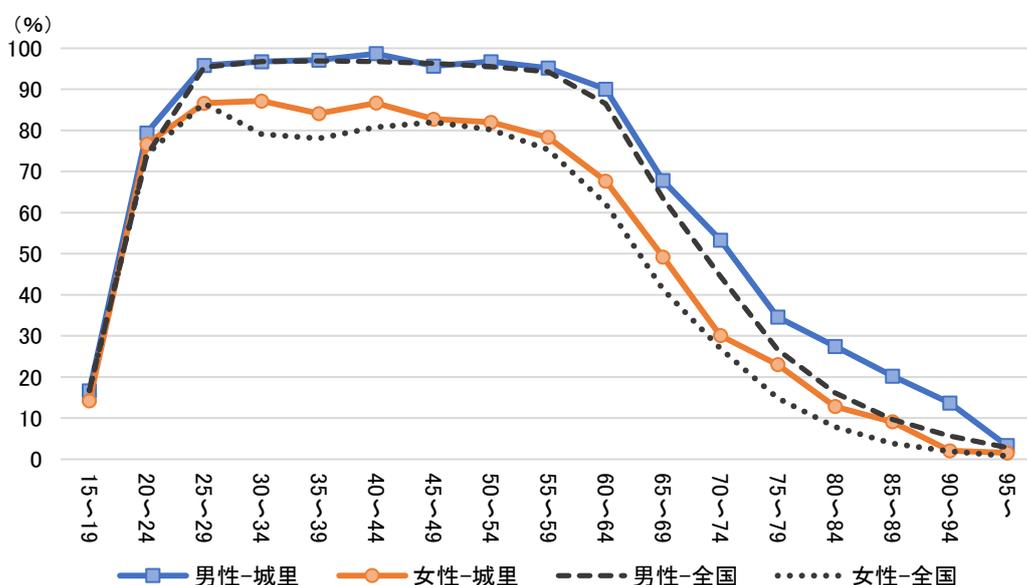
6 就業状況

令和2年時点の国勢調査によると、城里町の就業率は、男女ともおおむね全国値よりも高い水準になっています。

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚や出産期にあたる年齢に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」となることが知られていますが、城里町は全国のM字カーブに比べ台形に近づきつつあります。

女性全体のM字カーブが解消傾向に向かっている要因としては、もともと労働力率が高い無配偶者の割合が上昇していることに加えて、子育て家庭の母親の就業率が全国平均を上回ることが考えられます。

■労働力率



資料:国勢調査
(単位:%)

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳
城里町男性	16.6	79.4	95.8	96.8	97.1	98.7	95.7	96.8	95.2
城里町女性	14.2	76.7	86.6	87.2	84.1	86.7	82.8	82.0	78.3
全国男性	16.7	74.0	95.4	96.8	96.9	96.8	96.3	95.6	94.3
全国女性	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3
	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95歳以上	
城里町男性	90.0	67.8	53.3	34.6	27.5	20.2	13.7	3.3	
城里町女性	67.7	49.2	30.1	23.0	12.8	9.1	2.1	1.5	
全国男性	86.5	63.5	44.5	26.7	16.2	9.7	5.6	2.9	
全国女性	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	3.9	1.9	0.8	

第2節 ニーズ調査結果からみた子育て環境について

就学前児童の保育ニーズや、城里町の子育て支援への要望を調査するために、令和6年7月に、小学校6年生以下の児童がいる町内の全世帯を対象に第3期城里町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査を実施しました。

調査対象	調査数	調査方法	有効回収*票数と有効回収率
小学生以下の子どもがいる保護者	653	郵送配布・郵送回収	232 (35.5%)

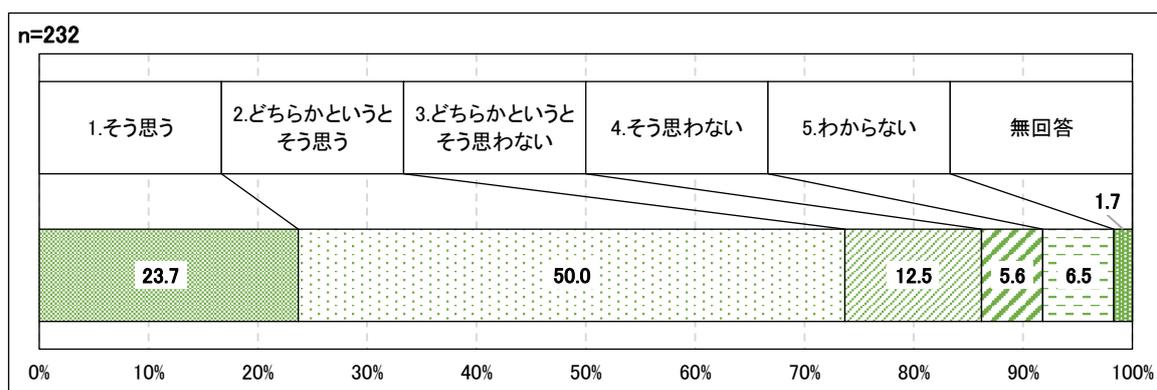
※有効回収：集計対象にできた回収分

以下はその結果より、子育て環境に対して保護者が感じていることが分かる結果を中心に掲載しました。

1 子育てしやすいまちづくりについて

城里町は子育てしやすいまちであるか聞いたところ、小学生以下の子どもがいる保護者の最も多い回答が「どちらかというと思う」で50.0%、ついで多い回答が「そう思う」で23.7%となっています。「そう思う」、「どちらかというと思う」の合計は73.7%になっており、約7割の保護者は「子育てをしやすい」と感じていると考えられます。

■城里町は子育てしやすいまちであると思うか

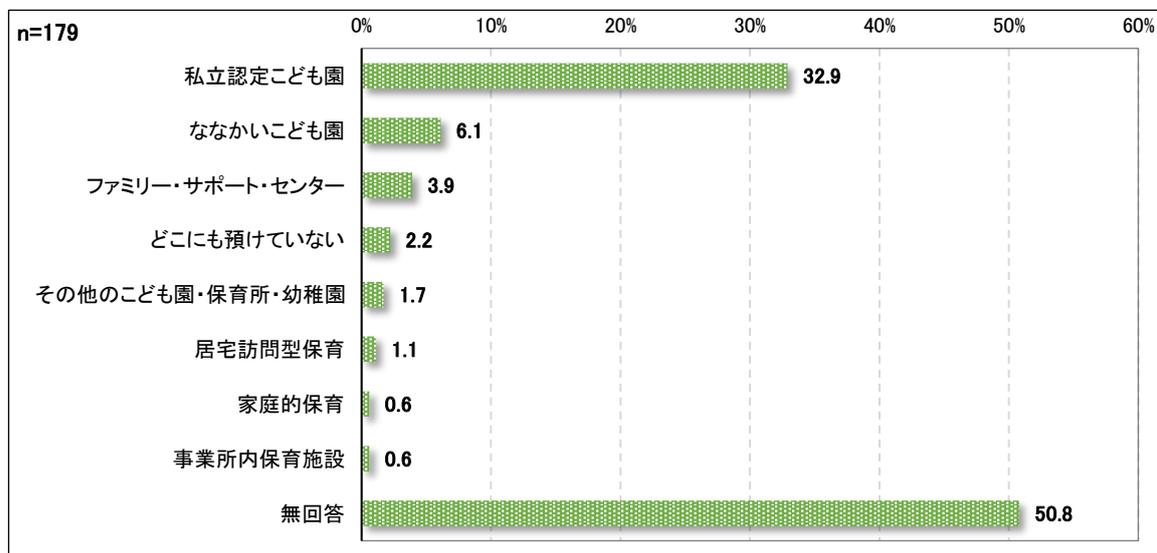


※本設問に回答いただいた方を母数として割合を算定しています。

2 平日の定期的な教育・保育事業について

利用を希望する保育施設等について聞いたところ、町内の私立認定こども園「認定こども園 常北保育園・みどりこども園・認定こども園 桂幼稚園」が32.9%、公立認定こども園「ななかいこども園」が6.1%となっています。

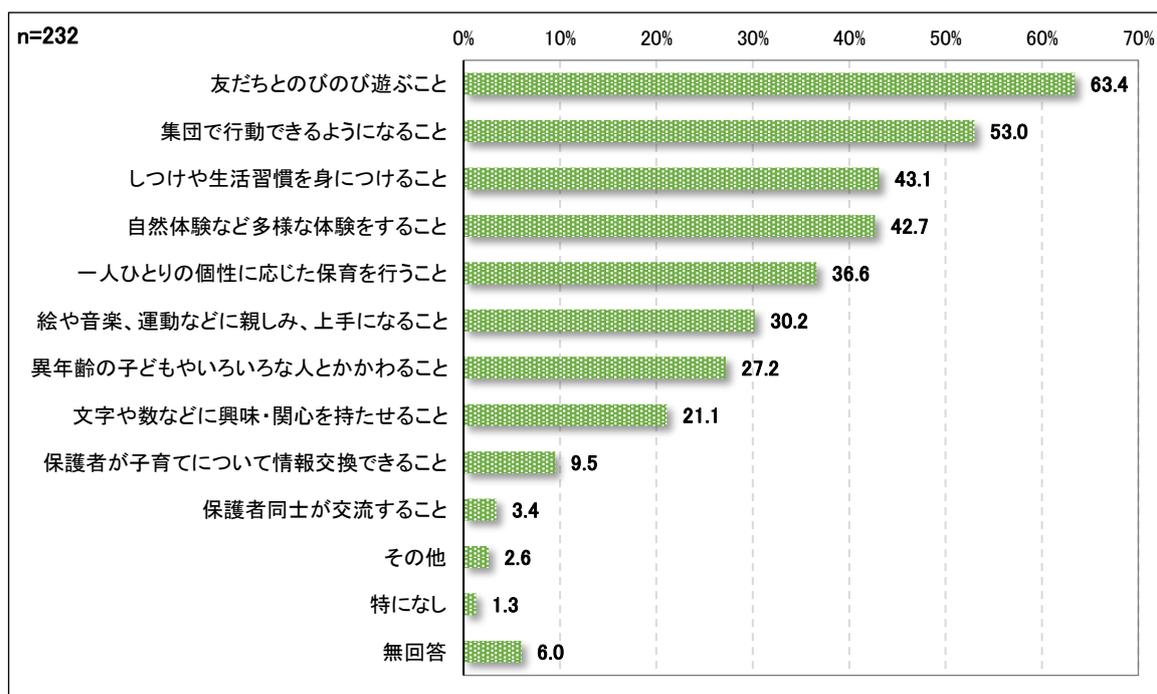
■希望する幼稚園、保育所、認定こども園（複数回答）



また、幼稚園、保育所、認定こども園等に望むことについては「友だちとのびのびと遊ぶこと」が最も多く63.4%でした。

ついで、「集団で行動できるようになること」53.0%、「しつけや生活習慣を身につけること」43.1%の順で多くなっています。

■幼稚園、保育所、認定こども園等に望むこと（複数回答）

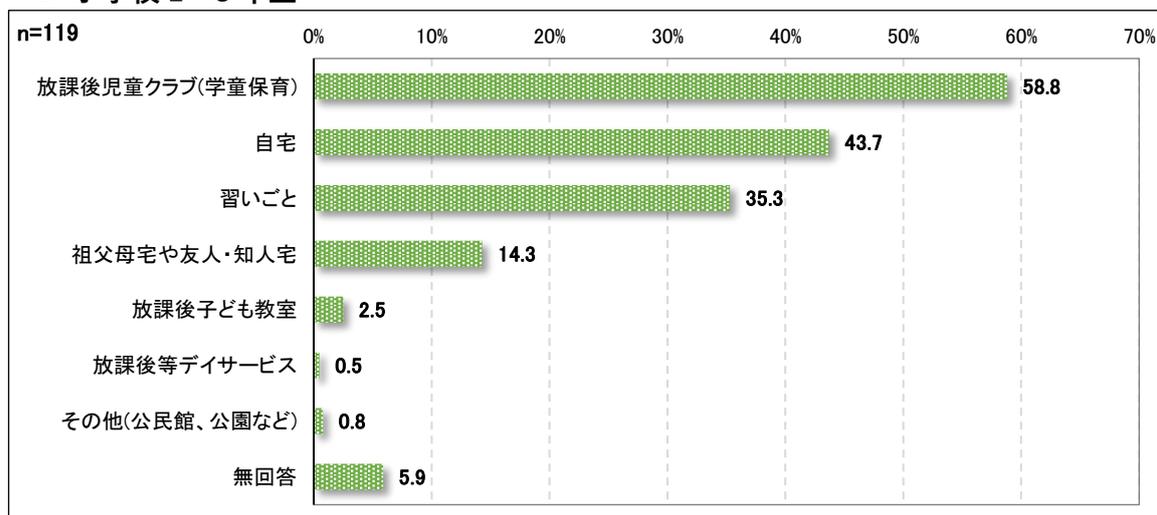


3 放課後に過ごさせたい場所や、小学校教育で重視すべきと思うこと

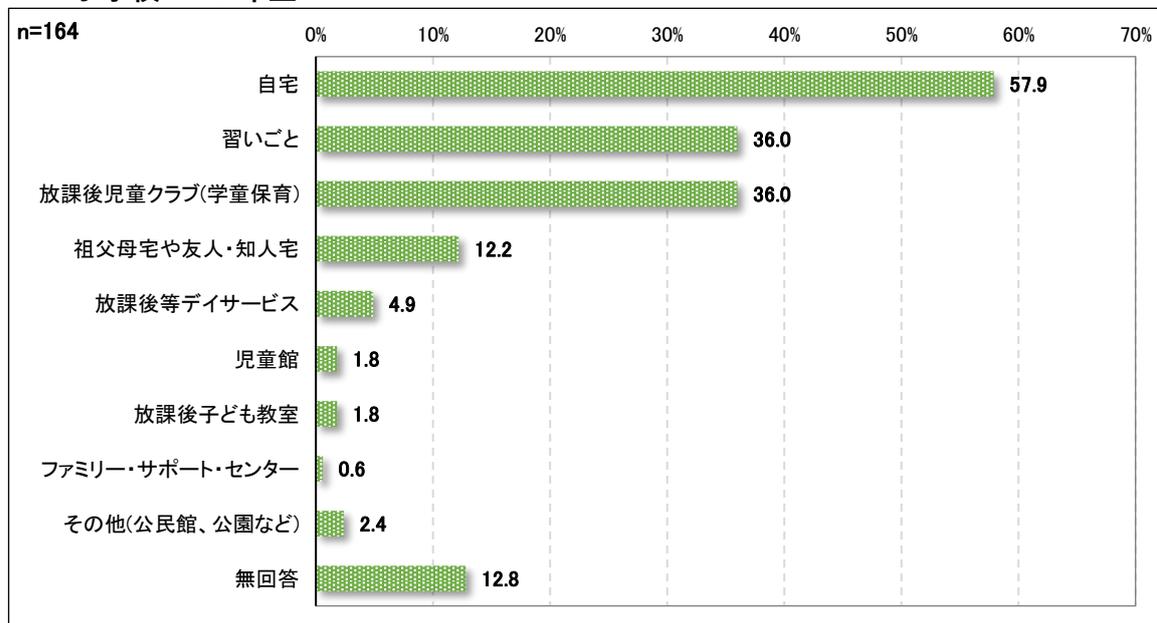
放課後に過ごさせたい場所について聞いたところ、小学校低学年(1～3年生)では「放課後児童クラブ(学童保育)」が最も多く 58.8%、小学校高学年(4～6年生)では「自宅」が最も多く 57.9%でした。

■放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか（複数回答）

● 小学校 1～3 年生

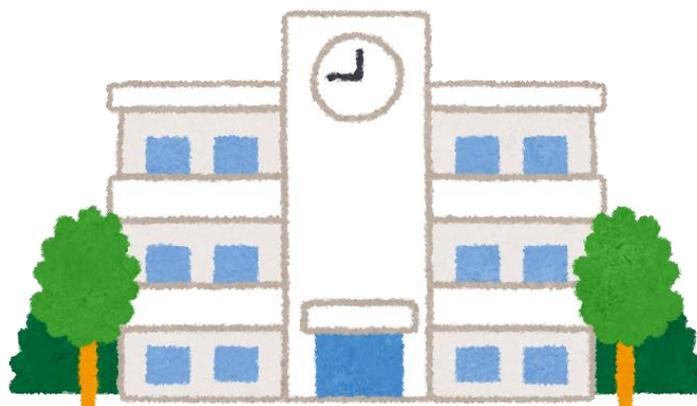
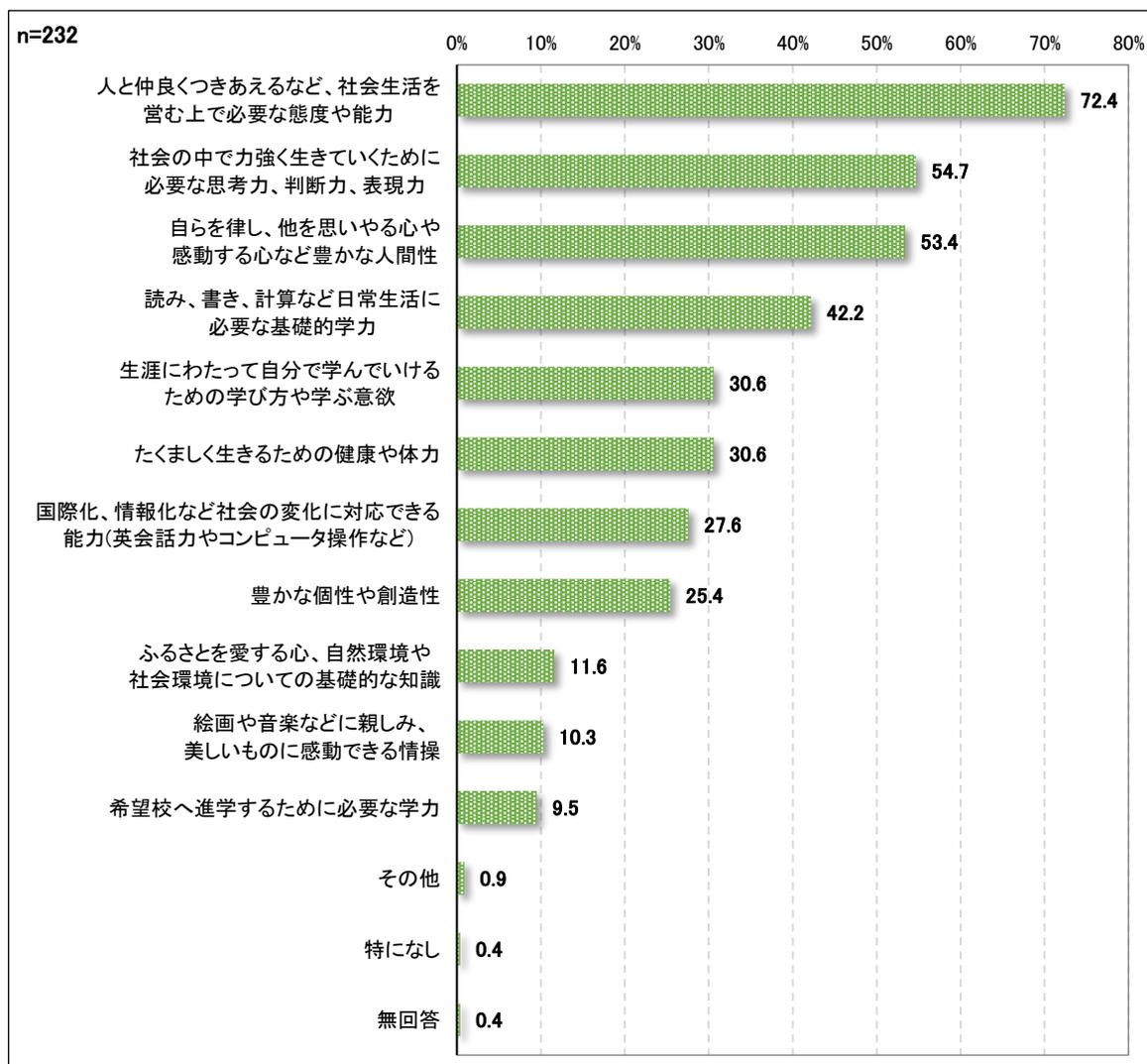


● 小学校 4～6 年生



小学校教育で重視すべきと思うことについては「人と仲良くつきあえる等、社会生活を営む上で必要な態度や能力」72.4%、「社会の中で力強く生きていくために必要な思考力、判断力、表現力」54.7%、「自らを律し、他を思いやる心や感動する心等豊かな人間性」53.4%の順に多くなっています。

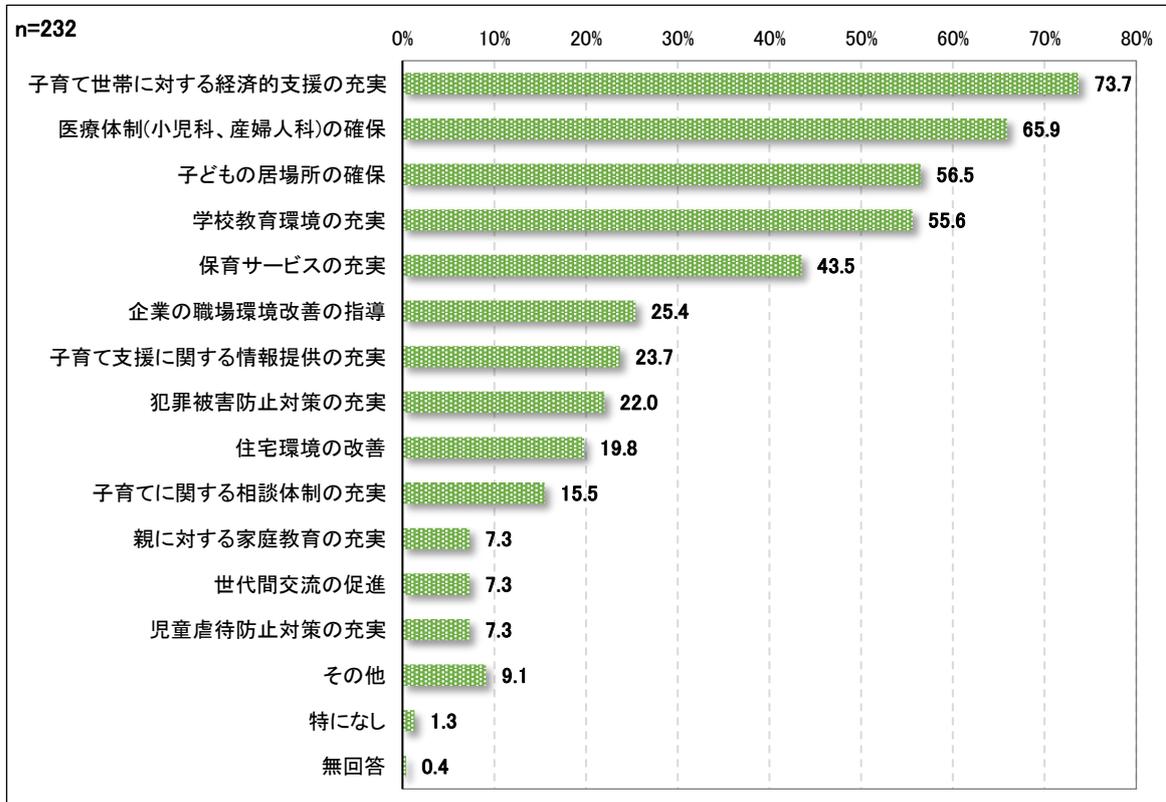
■小学校教育で重視すべきと思うこと（複数回答）



4 子どもたちを育てていくうえで、町が優先的に取り組むべきこと

子育てをするうえで町が優先的に取り組むべき課題について、多い回答が「子育て世帯に対する経済的支援の充実」で73.7%、ついで多い回答が「医療体制（小児科、産婦人科）の確保」で65.9%となっています。

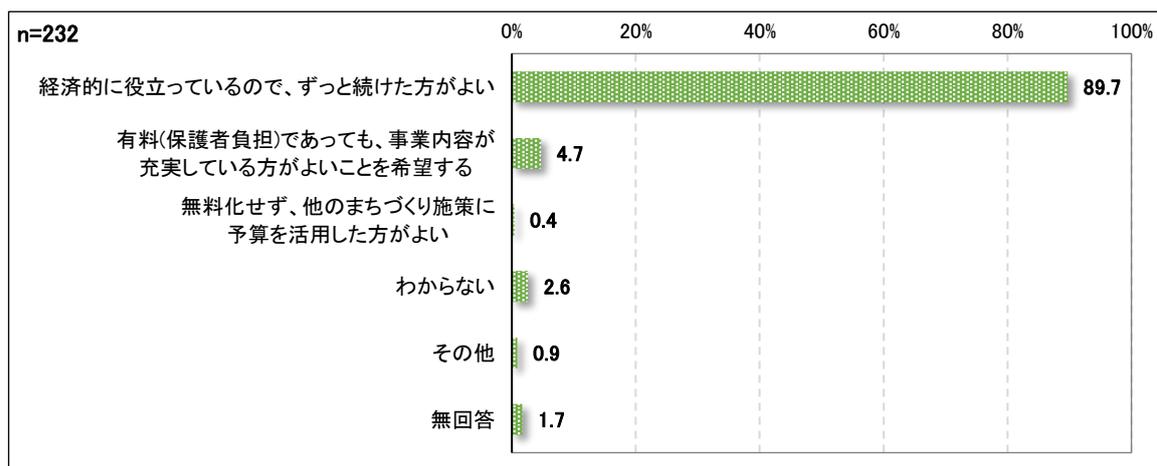
■子育てをするうえで町が優先的に取り組むべきこと（複数回答）



5 城里町独自の子育て支援について

城里町独自の子育て支援（保育料完全無償化、小中学校の給食費無料化等）に対する考えについて、就学前児童保護者と小学生保護者、いずれも最も多い回答が「経済的に役立っているのでずっと続けた方がよい」で89.7%、ついで多い回答が、「有料（保護者負担）であっても、事業内容が充実している方がよいことを希望する」で4.7%、「無料化せず、他のまちづくり施策に予算を活用した方がよい」で0.4%となっています。

■城里町独自の子育て支援に対する考え（複数回答）



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

この計画は、子どもたちの幸せを第一に考え、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を果たすことを前提に、地域社会全体で包括的に全ての子どもと子育て家庭の育ちを支援していくことが重要であるとの考えに基づき、第2期計画に引き続き、以下を基本理念とします。



■ 基本理念

子どもが健やかに育ち
子どもとともに親や地域が成長する
子育て支援のまちづくり

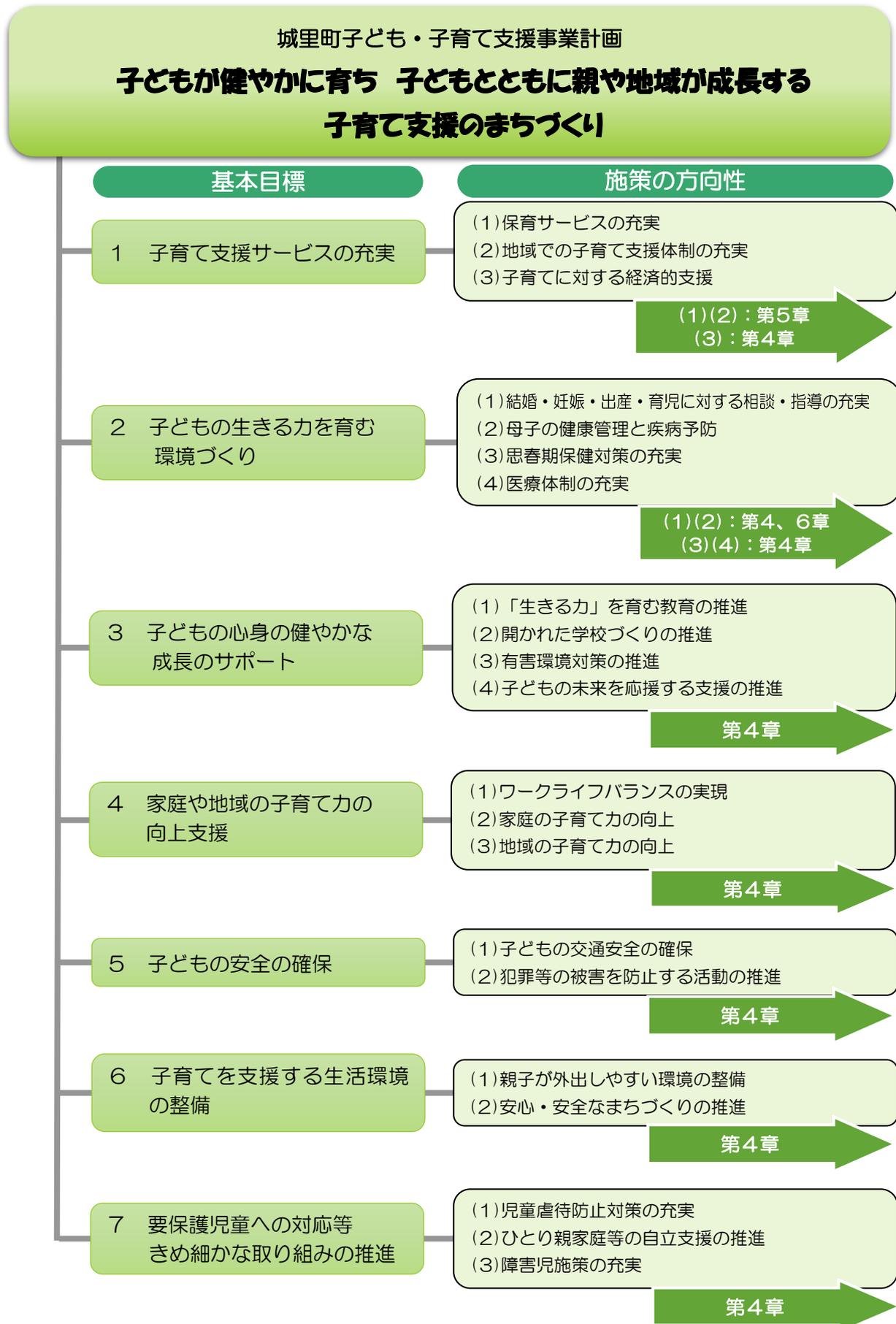
第2節 施策の体系

1 基本的な考え方

計画の推進に際しては、基本理念を踏まえ、以下の基本的な考え方にしたがって、基本目標や個別の施策を展開していきます。

- ①子どもの幸せを第一に考え、子育て家庭の立場に立ったサービス提供を目指します
- ②子育て家庭が前向きに子育てに取り組むことができるように応援します
- ③多様な家庭のあり方を尊重し、全ての子育て家庭が安心して子育てに取り組むことができるように支援します
- ④地域の全ての人が、自分の立場でできることを行い、子育てを社会全体で支援します

2 施策体系図



第4章 包括的子育て支援施策

第1節 施策の展開

基本目標1 子育て支援サービスの充実

■ 施策の方向性

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実
- (3) 子育てに対する経済的支援

※ 第5章に定めるとおり

(3) 子育てに対する経済的支援

各種手当等を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、以下の事業を推進します。

取り組み	内容	担当課
次世代育成支援金	【出生祝金】 出生により3人目以降の児童を養育することとなった保護者へ、支援金を支給します。 【子育て支援金】 3人目以降で3歳並びに6歳に到達した児童を養育する保護者へ、支援金を支給します。	健康福祉課
保育料完全無償化	全ての児童の保育料を無料とし、今後も継続します。	健康福祉課
在宅育児手当	保育所等を利用せずに生後1年に到達した日の属する月から満3歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある幼児を子育てする保護者に対して月額2万円を支給します。	健康福祉課
給食費無料化	3歳以上の児童及び小中学生の給食費を無料とし、今後も継続します。	健康福祉課 教育委員会 事務局
放課後児童クラブ保護者負担軽減	同一世帯の児童が2人以上同時に小学校に就学している場合、保育料の半額、3人目以降は全額免除します。	健康福祉課

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら、妊産婦や母親、子どもが健康で暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) 結婚・妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実
- (2) 母子の健康管理と疾病予防
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 医療体制の充実

※ 第6章に
数値目標を設定

(1) 結婚・妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実

妊娠・出産についての正しい知識の普及を図るとともに、気軽に相談できる場の提供や継続した支援により、不安の軽減と孤立化防止に努めます。

取り組み	内容
出会いの場の創出	マリッジサポーターによる結婚相談会やプロポーズパーティー等を開催し、独身男女への出会いの場の創出に努めます。
妊娠・出産に関する情報提供	妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、小中学校等を対象に、啓発・情報提供に努めます。
結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくり	行政だけでなく地域が一体となった、結婚から育児までを支援する、地域包括的な子育て支援体制の整備を推進します。
母親・両親学級	就業されている妊婦が多く、両親学級対象者数に対して妊娠初期～中期の事業参加者数が一定して少ない現状にありますが、今後とも、出産を控えた母親および父親を対象に、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及を図るとともに、親同士の交流・情報交換の場を提供します。
ハイリスク妊産婦訪問指導	妊娠悪阻、妊娠高血圧症候群、妊娠・出産に対する不安を伴う妊産婦の家庭を訪問し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や早期発見に努めます。

取り組み	内 容
乳児家庭全戸訪問事業	第5章－第4節に定めるとおり、実施します。
乳児相談	5～7か月児を対象に、栄養相談・発育相談を実施します。
各種子育て支援教室	離乳食やベビーマッサージ、育児相談等、発達ステージに合わせた子育て支援を展開し、仲間づくりや育児に対する不安の解消に努めます。
こどもの相談会	子どもの身体的・精神的発育状況及び心身の疾病の早期発見や対処方法を一緒に考えていくことを目的として実施します。福祉相談センターの心理判定員と保健師により実施します。
少子化対策への前向きな気運の醸成	子育て支援による少子化対策を、地域活性化と一体のものと考え、町全体で取り組むべき一連の課題として、啓発していきます。
健診後フォロー教室	主に1歳6か月児、3歳児健診等で、ことばや情緒面に対して不安のある親子を対象に、保育士・保健師等により、継続的に見守り支援していきます。
産後ケア	城里町では産後うつの発症予防を目的としています。今後も安心して子育てが出来るよう、助産婦による産後ケア事業を実施し、産後の体調や育児の不安等の解消に努めていきます。



(2) 母子の健康管理と疾病予防

妊娠・出産期、育児期にいたる母親及び乳幼児の健康が確保されるよう、医療機関と連携しながら疾病予防及び早期発見・早期対応につなげます。

取り組み	内容
母子健康手帳の交付	妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を行います。また、交付時を利用し、妊婦の状況の把握や各種制度・サービス等の情報提供を行います。
妊産婦健康診査	第5章－第4節に定めるとおり、実施します。
乳児健康診査	身体発育の確認及び疾病の早期発見を目的として、1か月児、3～6か月児及び9～11か月児を対象に医療機関における健康診査を実施します。
乳幼児健康診査	1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の成長発達チェック及び親子関係、育児状況等の観察を行い、経過観察が必要な子ども及び家庭に対しては訪問を行います。
乳幼児歯科健診	1歳児、2歳児及び2歳6か月児を対象に、むし歯の予防および早期発見・早期治療に向けた歯科健診、栄養相談、発育相談を行います。
予防接種	B C G、5種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎等の定期予防接種を個別接種で実施します。
乳幼児の事故防止対策	家庭で起こりやすい乳幼児の事故やその防止策、応急処置等の情報提供を行い、乳幼児の事故防止に向けた対策の普及啓発を図ります。
新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害の早期発見や適切な療育のため、聴覚検査を実施します。



(3) 思春期保健対策の充実

思春期の子どもたちが心身の健全な発達への影響等についての正しい知識を習得するとともに、命の大切さを実感できるための取り組みを推進します。

取り組み	内容
思春期保健教育	学校保健において、命の大切さ、性や性感染症、喫煙・薬物乱用による影響等についての正しい知識を習得するための学習機会の充実を図ります。

(4) 医療体制の充実

母子等が安心して必要な医療を受けることができるよう、県および関係機関と連携しながら医療体制の充実を図ります。

取り組み	内容
医療福祉費支給制度	妊産婦、高校卒業までの全ての児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者に対し、必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を助成します。
未熟児養育医療制度	出生体重 2,000 グラム以下、黄疸の治療、多胎出産等に該当し、入院して養育を受ける必要がある未熟児の医療費の一部又は全額を負担します。



基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のサポート

子ども一人ひとりが個性に応じて生きる力を育み、心身ともに健やかに成長していくことができるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) 「生きる力」を育む教育の推進
- (2) 開かれた学校づくりの推進
- (3) 有害環境対策の推進
- (4) 子どもの未来を応援する支援の推進

(1) 「生きる力」を育む教育の推進

自ら学ぶ意欲や考える力を身に付け、「生きる力」を育むことができる教育を推進します。

取り組み	内容
確かな学力の定着	教科指導や習熟度別指導等個に応じた指導を推進するとともに、家庭学習の習慣化に努める等、確かな学力の定着を図るための学習指導の改善・充実に努めます。
社会の変化に対応できる力の育成	国際化・情報化社会等社会の変化に対応できるよう、総合学習の時間等を活用しながら、外国語英語指導助手（ALT）やICT（情報コミュニケーション技術）教育、環境教育等の充実に努めます。
豊かな心と健やかな体を育む活動の推進	さまざまな体験・活動を通じて、自然や郷土を愛し、他人を思いやる心を育み、規範意識を身に付ける教育を推進するとともに、児童生徒の基礎体力や運動能力の向上を図ります。
教職員の資質の向上	教職員の専門的な知識や指導力の向上を図るため、校内研修や各種研修の充実に努めます。

取り組み	内容
いじめ・不登校対策等の充実	<p>教育相談員や県が配置するスクールカウンセラーを活用し、児童・生徒や保護者等の悩みや不安に対する相談体制の充実を図るとともに、適応指導教室において不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。</p> <p>いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するために、城里町いじめ問題対策連絡協議会等にて対応を協議していきます。</p>
町民交流・職員教育の実施	<p>子どもたちが将来、城里町に住み働く意識を醸成するために、町への愛着や、町で暮らす具体的なイメージや夢を形成することが必要です。実際に町で住み働く人と子どもたちの交流を図るため、職員教育・研修を行い、交流プログラムの実施を推進します。</p>

(2) 開かれた学校づくりの推進

家庭、地域、学校がそれぞれの役割を認識しながら連携し、地域の実情に合った特色ある教育を推進します。

取り組み	内容
学校運営協議会	<p>地域に開かれた学校づくりを推進するため、令和4年度より学校評議会から学校運営協議会への移行を進め、令和6年度には全校で学校運営協議会を設置し、各校の教育のあり方や運営状況等について意見交換を行い、学校運営の改善に反映させます。</p>
学校施設の開放と活用	<p>スポーツ少年団等の地域活動団体に対し、校庭や体育館等の学校施設を開放します。</p>
外部人材の活用	<p>総合的な学習や部活動等の分野において、さまざまな体験や学習に専門的な知識や技能を持つ地域の人材を社会人講師等として活用します。</p>

(3) 有害環境対策の推進

子どもの心身の健全な成長に悪影響を及ぼす有害環境の排除に努めるとともに、子どもたちが主体的かつ適切な判断ができるための取り組みを推進します。

取り組み	内容
街頭指導活動の推進	地域のイベント等において青少年相談員が巡回し、問題行動の発見、未然防止のための指導を行います。
情報モラル教育の推進	スマートフォンやSNS等のインターネットを利用するうえで必要なルールやマナーを身に付けるとともに、氾濫する情報に対して適切に判断できるための教育を推進します。

(4) 子どもの未来を応援する支援の推進

厚生労働省によれば、日本の子どもの貧困率は11.5%（令和3年）で、17歳以下の子どもの約8人に1人が経済的に困難な状況にあるといわれています。このような環境は経済的困窮だけでなく、学習意欲の低下や自己肯定の欠如といった影響を及ぼし、社会の担い手となる子どもの健やかな成長を妨げ、社会的な損失に繋がるといわれています。

国ではこの対策として教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の充実・強化を目指しています。

城里町でも、「医療福祉費支給制度」、「豊かな心と健やかな体を育む活動の推進」、「ひとり親家庭等の自立・就業支援」等、子どもが、生まれ育った環境によって教育や多様な体験の機会が得られずに将来の可能性が閉ざされることなく、夢と希望を持って成長していけるための取り組みを推進します。

※貧困率：等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない世帯員の割合

基本目標 4 家庭や地域の子育て力の向上支援

家庭における子育てを第一義とした環境づくりを促進するとともに、地域でのさまざまな交流や体験を通じて子どもが自立心や社会性を育むまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) ワークライフバランスの実現
- (2) 家庭の子育て力の向上
- (3) 地域の子育て力の向上

(1) ワークライフバランスの実現

仕事と生活における時間のバランス（ワークライフバランス）がとれた多様な働き方が実現できる就労環境の改善と男性を含めた働き方の見直しを促進します。

取り組み	内容
就業環境の改善に向けた意識啓発	事業主や地域社会に対して、育児休業制度の取得促進をはじめ、子育て家庭に配慮した就労環境の改善と職場の理解促進に向けた意識啓発を行います。
家庭における男女共同参画意識の高揚	男性が家事や子育て、介護等を積極的に分担できるよう、家庭における男女共同参画意識の高揚に努めます。



(2) 家庭の子育て力の向上

子育てに対する心構えや知識の普及を図るとともに、次代の親となる子どもがさまざまな体験や活動を通じて、子育ての大切さを実感できる機会を創出します。

取り組み	内容
家庭教育に関する学習機会の充実	各学校における家庭教育学級や母子保健事業、公民館等での各種講座等、子育てやしつけ等に関する学習機会の充実を図ります。
次代の親の育成	職業体験等を通じて、将来、家庭を持つことに対するイメージや職業観の醸成を図ります。
ブックスタート事業	家庭での読み聞かせを促進するため、1歳児を対象に絵本2冊をプレゼントしています。

(3) 地域の子育て力の向上

地域におけるさまざまな交流や体験を通じて子どもの自立心や社会性を育むとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を支え見守るまちづくりを推進します。

取り組み	内容
多様な交流・体験機会の充実	高齢者との交流イベントや親子で参加できる講座、スポーツ教室・大会、農業体験等を通じて、地域の中で多様な交流や体験ができる機会の充実を図ります。
関係団体の連携及び活動支援	スポーツ少年団等、子どもの主体的な活動を支える団体との連携した取り組みを推進し、活動の活性化を図ります。
ボランティアの育成と活動の活性化	母子愛育会等の子育て支援ボランティアや、読み聞かせ等生涯学習に関するボランティアへの参加促進と活動支援を行うとともに、積極的な活用に向けた取り組みを推進します。
切れ目ない支援のための人材養成	少子化対策としての子育て支援を行うにあたり、結婚・妊娠・出産・育児において切れ目ない支援を行っていくための人材養成を推進します。

基本目標 5 子どもの安全の確保

子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、地域全体で見守るまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) 子どもの交通安全の確保
- (2) 犯罪等の被害を防止する活動の推進

(1) 子どもの交通安全の確保

交通安全に対する意識啓発等、子どもの交通事故防止に向けた取り組みを推進します。

取り組み	内容
交通安全に対する意識啓発	各学校による交通安全教室の開催を促進し、児童生徒の交通安全に対する意識啓発を図ります。

(2) 犯罪等の被害を防止する活動の推進

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯に対する意識醸成を図るとともに、地域全体で見守るための体制づくりと活動の促進を図ります。

取り組み	内容
防犯対策の意識と普及啓発	子どもたち自身による安全・安心マップの作成や情報モラル教育の推進等、犯罪被害に遭わないための対策の普及および意識醸成を図ります。
登下校時の安全確保	「子どもを守る 110 番の家」の設置等、犯罪被害に遭いそうになったときに助けを求めることができるための取り組みを推進します。合わせて学校や警察等の関係機関と連携し、防犯ブザーの配付や不審者情報を提供します。
防犯パトロール活動の推進	青少年相談員による巡回や防犯連絡員等による防犯パトロール等、地域における防犯パトロール活動を促進します。
子どもの保護及びケアの推進	子どもが被害に遭った場合に、迅速に対応するとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携した相談支援体制を整備します。

基本目標 6 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した生活環境を整備し、安心・安全に暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) 親子が外出しやすい環境の整備
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 親子が外出しやすい環境の整備

子ども連れの親子が安心して気軽に外出できるための環境整備と外出先での理解促進に向けた取り組みを推進します。

取り組み	内容
公共施設等におけるバリアフリー化の促進	公共施設等において、段差の解消や多目的トイレの設置等小さな子ども連れでも安心して利用できる設備の整備を推進します。
公園・緑地の整備	職員による遊具の定期点検(年1回)を行っています。 既存公園・緑地については、より利用しやすいよう整備していくとともに、遊具等の安全管理を推進します。 家族でのんびり楽しく過ごせる芝生の公園を町の中心に整備していきます。
親子づれへの理解の促進	子育て家庭に対する町民の理解を促進し、外出先において親子づれを温かい目で見守り、手助けをしていくような意識啓発を行います。



(2) 安心・安全なまちづくりの推進

子育て家庭が安心・安全に暮らしていくことができるよう、事故や犯罪、災害による被害が起きにくい生活環境の整備を推進します。

取り組み	内容
防犯・交通安全設備の整備	安心安全な地域づくりのための環境整備を推進するため、町内の交差点等に防犯カメラを設置しました。 施設の老朽化や劣化が進んでいるため、定期的な点検が必要となります。こうしたことを考慮し、夜間の犯罪防止及び通行の安全確保に向け、防犯灯やカーブミラー・標識等の交通安全設備の設置・整備を推進します。
防災対策の推進	災害時の拠点となる公共施設や学校の耐震化や防災設備の整備・充実を図るとともに、児童生徒への防災教育や防災訓練の実施等による防災意識の啓発を図ります。
教育・保育施設の保全・整備	施設の老朽化や耐震診断等の結果として、子どもたちに危険が及ぶ可能性がある場合には、速やかに設置・整備を推進します。



基本目標 7 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

特別な配慮や支援が必要な子どもや家庭への支援等、個々のニーズに対してきめ細かな取り組みがなされるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

令和6年度から城里町子ども家庭センターを開設し、関係機関の連携を強化するためとともに、保護者や町民に対して児童虐待に対する理解を促進し、児童虐待の未然防止および早期発見、早期対応に努めます。

取り組み	内容
要保護児童対策地域協議会	関係機関等によるネットワークを構築し、虐待発生の予防対策や虐待の実態把握及び適切な措置について検討し、子どもの安全確保に努めます。
児童虐待に対する理解の促進	児童虐待の定義や発生要因、発見した場合の通告義務及び通告先等、保護者や町民に対し児童虐待への理解を深める取り組みを推進し、虐待の未然防止と早期発見につなげます。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、親子の交流を深めるための取り組みや県が実施する各種事業・制度の周知を図ります。

取り組み	内容
親子すこやか交流事業	ひとり親家庭の親子を対象に、親子の思い出づくりやひとり親家庭同士の交流促進のためのレクリエーション等を行います。
ひとり親家庭等の自立・就業支援	県が実施する日常生活支援や就業支援等の各種事業について、関係団体と連携しながら周知及び利用促進を図ります。
各種制度の周知及び利用促進	国・県が実施する各種手当の支給や資金貸付制度等について、関係団体と連携しながら周知および利用促進を図ります。

(3) 障害児施策の充実

障害のある子どもが地域の中で、個性や能力を生かしながらいきいきと暮らしていくための支援の充実を図ります。

取り組み	内容
障害児保育事業	保育施設等において障害児を受け入れ、きめ細かな配慮のもとで集団保育を行います。
特別支援教育の充実	A D H D（注意欠如・多動性障害）やL D（学習障害）等特別な支援を必要とする児童・生徒に対するきめ細かな配慮を行うため、教職員の資質向上を図るとともに、特別支援コーディネーターを配置する等支援体制の充実を図ります。
障害福祉サービスの充実	城里町障害者基本計画及び障害福祉計画において定めるところの事業との連携のもと、地域で障害者（児）が自分らしく暮らしていくことができるよう、サービスの充実を図ります。
各種制度・手当の周知	国・県等が実施する各種制度および手当を周知し、利用促進を図ります。
医療的ケア児への支援	圏域の動きも踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討していきます。



第5章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域等の設定

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み(必要利用定員総数)」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとなっています。

城里町では、就学前児童数の減少や施設立地のバランス等を考慮し、全町1区の教育・保育提供区域を設定し、柔軟性のある需給調整を行っていきます。

城里町の教育・保育提供区域における提供状況

提供区域名	区域面積 (k㎡)	認定こども園の数	区域内の 小学校数
城里町	161.8	公立：1 私立：3	5

(令和6年4月現在)



2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、後掲の量の見込みを勘案した上で、事業の性質や実施状況を踏まえ、いずれも全町1区にて需給調整を図ります。

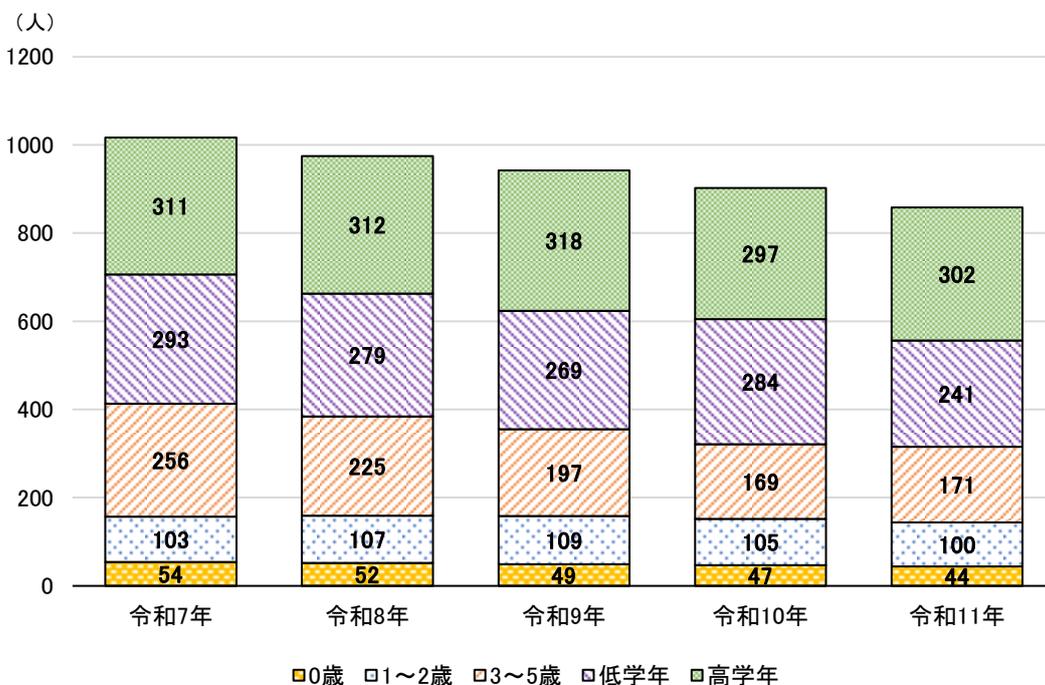
地域子ども・子育て支援事業名
① 利用者支援事業
② 地域子育て支援拠点事業
③ 妊婦健康診査事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業
⑥ 子育て短期支援事業
⑦ 一時預かり事業
⑧ 延長保育事業
⑨ 病児・病後児保育事業
⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
⑪ 放課後児童健全育成事業
⑫ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑬ 産後ケア事業
⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑮ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑯ 親子関係形成支援事業
⑰ 妊婦等包括相談支援事業
⑱ 児童育成支援拠点事業
⑲ 子育て世帯訪問支援事業

第2節 子どもの人口の見通し

城里町における子どもの将来人口を「コーホート変化率法（指数回帰分析）」で推計すると、令和7年における0歳から11歳までの人口は1,017人ですが、令和11年には858人と、5年間で159人減少が見込まれます。年齢ごとにみると、年によって増減のばらつきはあるものの、いずれも減少傾向にあります。

（単位：人）

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	54	52	49	47	44
1歳	51	55	53	51	48
2歳	52	52	56	54	52
3歳	84	53	54	58	56
4歳	84	86	55	55	59
5歳	88	86	88	56	56
6歳	82	92	88	90	57
7歳	104	82	98	90	92
8歳	107	105	83	104	92
9歳	101	107	105	83	111
10歳	101	103	108	106	84
11歳	109	102	105	108	107
合計	1,017	975	942	902	858



資料：令和2年～令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに算出した推計値。
 ※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

第3節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策

1 教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を行います。認定区分は、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、国が定める3つの区分（1・2・3号）で認定します。

なお、城里町の小学校就学前の子どもについては、認定こども園、保育園の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で認定します。

また、2号認定と3号認定については、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）及び保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分で保育必要量を認定します。

■認定区分

区分 / 対象			提供施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で幼稚園の利用希望が強い家庭	幼稚園、認定こども園
		共働き家庭等	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	保育園、認定こども園 地域型保育施設

■保育必要量

	保育を必要とする（保育必要量）		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （おおむね4～5時間）
		保育短時間利用（8時間）		

- ・標準時間認定：主にフルタイムの就労（1か月120時間以上）を想定
- ・短時間認定：主にパートタイムの就労（1か月48時間以上120時間未満）を想定

町内に居住する子どもの幼稚園、保育所（園）、認定こども園の利用者数の見込量は以下のとおりです。

2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の現状

城里町には、公立認定こども園が1カ所、私立認定こども園が3カ所あります。

■認定こども園

	運営	認可定員（利用定員）	開園時間
ななかい こども園 (保育所型)	公立	1号認定 10人(10人) 2号・3号認定 30人(30人)	平日 7:00~18:30 土曜 7:00~18:30 教育標準時間 9:00~14:00 (18:30 まで預かり保育あり) 保育短時間 9:00~17:00 保育標準時間 7:00~18:00
認定こども園 常北保育園 (保育所型)	社会福祉法人	1号認定 25人(15人) 2号・3号認定 110人(110人)	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 教育標準時間 8:30~13:30 (19:00 まで預かり保育あり) 保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~18:00
みどり こども園 (幼保連携型)	社会福祉法人	1号認定 30人(15人) 2号・3号認定 90人(90人)	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00 教育標準時間 8:30~13:30 (19:00 まで預かり保育あり) 保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~18:00
認定こども園 桂幼稚園 (幼保連携型)	学校法人	1号認定 100人(35人) 2号・3号認定 75人(70人)	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 教育標準時間 9:00~14:00 (19:00 まで預かり保育あり) 保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~18:00

※定員はいずれも令和6年4月現在



3 量の見込み

児童数の推計値と「第3期城里町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」結果、実績値に基づき、教育・保育の量の見込み（必要となる利用定員総数）を推計しました。各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

■教育・保育の量の見込み

（単位：人）

区分	実績						
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
1号認定	46	45	41	36	32	32	
2号認定	202	194	176	154	135	139	
3号認定	0歳	27	45	45	42	42	39
	1歳	41	47	53	51	50	48
	2歳	61	48	50	54	53	52
	小計	129	140	148	147	145	139
合計	377	379	365	337	312	310	

※実績欄の令和6年度の数値は3月末見込みです

用語の説明

1～3号とは、子ども子育て支援法第19条に定められた「保育の必要性」の認定区分。市町村が、保護者からの申請を受け、1～3号の区分に認定を行い、利用施設を調整・決定し、給付を支給する。

1号：1号認定児童のこと。3～5歳の教育を希望する児童。

（幼稚園利用者）

2号：2号認定児童のこと。3～5歳の保育の必要性のある児童。

（保育所（園）利用者、あるいは幼稚園+預かり保育利用者）

3号：3号認定児童のこと。0～2歳の保育の必要性のある児童。

（保育所（園）利用者、あるいは地域型保育利用者）

また、0～2歳の児童を対象とする以下の4事業が、児童福祉法の中で地域型保育事業と位置づけられ、市町村における確保方策に加えてよいこととされています。

小規模保育：利用定員6人以上19人以下の保育事業。施設もしくは保育者の居宅で実施。

家庭的保育：利用定員5人以下の保育事業。保育者の居宅で実施。

居宅訪問型保育：基本的に児童一人に対し保育者一人。児童の居宅を訪問し保育を行う。

事業所内保育：事業所内の託児所などに、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設け、保育を行う事業。規模に応じ、地域枠は異なる。

4 確保の方策

1 (1) 保育サービスの充実

「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

(1) 教育・保育施設

		児 童 数						
		1号	2号	3号	3号内訳			
					0歳	1歳	2歳	
令和7年度	量の見込み ①	45	194	140	45	47	48	
	提供体制②	特定教育・保育施設	65	182	118	22	43	53
		特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足②-①	20	-12	-22	-23	-4	5		
令和8年度	量の見込み ①	41	176	148	45	53	50	
	提供体制②	特定教育・保育施設	65	182	118	22	43	53
		特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足②-①	24	6	-30	-23	-10	3		
令和9年度	量の見込み ①	36	154	147	42	51	54	
	提供体制②	特定教育・保育施設	55	164	106	20	40	46
		特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足②-①	19	10	-41	-22	-11	-8		
令和10年度	量の見込み ①	32	135	145	42	50	53	
	提供体制②	特定教育・保育施設	55	164	106	20	40	46
		特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足②-①	23	29	-39	-22	-10	-7		
令和11年度	量の見込み ①	32	139	139	39	48	52	
	提供体制②	特定教育・保育施設	55	164	106	20	40	46
		特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足②-①	23	25	-33	-19	-8	-6		

(2) 教育・保育施設の現状と計画期間の方針

ア 現状

現状では、ななかいこども園（保育所型）、認定こども園常北保育園（保育所型）、みどりこども園（幼保連携型）、認定こども園桂幼稚園（幼保連携型）の4園が開園しています。

イ 計画期間（令和7～11年度）の方針

今後、子どもの数は年々減少していく推計となっていますが、女性の労働力率が高い水準で推移していることから、保育ニーズに大幅な減少はないと見込まれます。

利用定員の見直し等により、ニーズ量は段階的に確保できる見込みで、待機児童0を維持します。

(3) 特定地域型保育事業

ア 家庭的保育事業

0～2歳児を受け入れ、家庭的保育者の居宅、その他の場所で、保育所と連携しながら行われる小規模の異年齢保育で、定員は5人以下です。

イ 小規模保育事業

0～2歳児を対象とした、利用定員6人以上19人以下の保育施設です。

ウ 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です。

エ 事業所内保育事業

事業主が、主として事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する保育施設を、企業内又は事業所の近辺等に設置・運営する事業です。

オ 現状と計画期間の方針

① 現状

該当事業がありません。

② 計画期間（令和7～11年度）の方針

事業者からの申請があった場合には、需要の状況に応じて設置します。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

1 地域子ども子育て支援事業（19事業）の概要

事業名	概要
(1) 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
(2) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センター等。
(3) 妊婦健康診査事業（妊婦に対して健康診査を実施する事業）	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
(5) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分。
(6) 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
(7) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。幼稚園在園児対象のもの（幼稚園型）と未就園児対象のもの（一般型）がある。
(8) 延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を実施する事業。
(9) 病児・病後児保育事業	病気あるいは病みあがりの児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
(11) 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	認定こども園及び保育園等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間帯等で利用できる事業。

事業名	概要
(13) 産後ケア事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業。
(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※1	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所（園）等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ※1	幼稚園、保育所（園）等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）等の設置又は運営を促進するための事業。
(16) 親子関係形成支援事業 ※1	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。保護者同士が悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。
(17) 妊婦等包括相談支援事業 ※2	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業。
(18) 児童育成支援拠点事業 ※2	養育環境等に課題を抱える学齢期の子どもに対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業。
(19) 子育て世帯訪問支援事業 ※2	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

※1 令和4年改正児童福祉法施行に伴いない創設された事業

(14) (15) (16) 努力義務（児童福祉法 第二十一条の十の二）※令和7年4月1日施行

※2 令和7年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い創設

(17) 努力義務（児童福祉法 第二十一条の十の二）※令和7年4月1日施行

(18) 【制度化】（児童福祉法 第三十四条の十五）※令和7年4月1日施行

(18) 【給付化】（子ども・子育て支援法 第三十条の十二）※令和8年4月1日施行

(19) 努力義務（母子保健法 第十七条の二第一項）※令和7年4月1日施行



2 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 利用者支援事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な事業です。城里町では、令和6年度から城里町こども家庭センターを開設しています。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)		1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	基本型	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0				
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

<参考>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値 (か所)	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関					0
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	0
	こども家庭センター型					1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	1,000	950	885	830	780
確保方策（か所）	3	3	3	3	3

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人回）	1,277	1,156	1,150	1,104	1,041
実績値（か所）	3	3	3	3	3

(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 1 (3) 子育てに対する経済的支援 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

安全な分娩と健康な児の出生を目的に、妊婦健康診査の費用を負担し定期検診を促す事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	805	869	837	789	757
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人回） ※令和6年度：3月末見込み	962	1,505	1,462	1,110	742

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実
2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	50	50	50	50	50
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人) ※令和6年度：3月末見込み	44	43	41	34	55

(5) 養育支援訪問事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実
2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家庭等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人) ※令和6年度：3月末見込み	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2事業から構成されます。

ア 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由で子どもの養育が一時的に困難になった場合や育児不安・育児疲れ・慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に保護する事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		5	5	5	5	5
確保方策	延べ人数（人）	15	15	15	15	15
	確保方策（か所）	3	3	3	3	3

<参考>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	延べ人数（人）	0	0	0	0	6
実績値	施設数（か所）	0	0	0	0	3

イ 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		5	5	5	5	5
確保方策	延べ人数（人）	15	15	15	15	15
	確保方策（か所）	3	3	3	3	3

<参考>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	延べ人数（人）	0	0	0	0	0
実績値	施設数（か所）	0	0	0	0	0

(7) 一時預かり事業

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点等において必要な保育を行う事業です。

ア 一時預かり事業（幼稚園型以外）

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		460	430	400	375	350
確保方策	延べ人数（人）	500	500	500	500	500
	確保方策（か所）	4	4	4	4	4

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人）	148	143	153	362	479

イ 一時預かり事業（幼稚園型）

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		2,355	2,355	2,350	2,350	2,345
確保方策	延べ人数（人）	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	確保方策（か所）	1	1	1	1	1

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人）	2,580	2,472	1,101	1,224	2,460

(8) 延長保育事業

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、認定こども園・保育園等で通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		150	140	130	120	110
確保方策	延べ人数(人)	225	225	225	225	225
	確保方策(か所)	4	4	4	4	4

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人) ※令和6年度：3月末見込み	117	257	191	215	156



(9) 病児・病後児保育事業

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

子どもが病氣中や病氣からの回復期にあって、家庭で保育ができないときに、専任看護師等を配置し、保育所等に付設された専用スペースにおいて保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み (人)	体調不良児	510	475	450	400	375	
	病後児	30	30	30	30	30	
確保方策	合計	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	
	体調不良児対応型	延べ人数 (人)	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130
		施設数 (か所)	2	2	2	2	2
	病後児保育	延べ人数 (人)	30	30	30	30	30
施設数 (か所)		1	1	1	1	1	

<参考>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値 (人) ※令和6年度: 3月末見込み	体調不良児	180	178	337	446	534
	病後児	0	0	0	0	0



(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

乳幼児や小学生の保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	10	10	10	10	10
確保方策（人回）	10	10	10	10	10

<参考>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人） ※令和6年度： 3月末見込み	未就学児	0	0	42	6	11
	就学児	14	16	43	22	13



(11) 放課後児童対策

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後における児童の健全な育成と子育て支援を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(実人数)		245	241	241	237	235
小1～3		160	156	156	153	150
	小1	65	66	69	70	70
	小2	55	55	54	53	53
	小3	40	35	33	30	27
小4～6		85	85	85	84	85
	小4	33	32	32	31	31
	小5	30	30	29	28	28
	小6	22	23	24	25	26
登録児童数		270	270	270	270	270
施設数(か所)		8	8	8	8	8

ア 放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、安心・安全な居場所を提供するとともに、遊び等を通じて児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
待機児童数(人)	0	0	0	0	0
支援の単位数(クラス)	8	8	8	8	8
放課後児童 支援員人数(人)	14	14	14	14	14

イ 放課後子ども教室事業

放課後に小学校の空き教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、遊びや勉強、体験活動等の取り組みを実施する事業で、希望する全ての児童が参加することができます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施個所数(か所)	3	3	3	3	3
うち放課後児童クラブとの 連携か所数(校内交流 型・連携型)(か所)	1	1	1	1	1

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

認定こども園及び保育園等に通っていない0歳6カ月以上、満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間帯等で利用できる事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	0	3	3	3	3
確保方策（人）	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
施設数（か所）	0	1	1	1	1

(13) 産後ケア事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実
2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	10	10	10	10	10
確保方策（人回）	10	10	10	10	10

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- | |
|----------------------|
| 1 (1) 保育サービスの充実 |
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |
| 2 (3) 子育てに対する経済的支援 |

町が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費等は実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	需要あり	需要あり	需要あり	需要あり	需要あり
確保方策	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- | |
|----------------------|
| 1 (1) 保育サービスの充実 |
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	需要あり	需要あり	需要あり	需要あり	需要あり
確保方策	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する

(16) 親子関係形成支援事業

- | |
|-------------------------|
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |
| 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実 |

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。保護者同士が悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人回)	10	10	10	10	10
確保方策 (人回)	10	10	10	10	10

(17) 妊婦等包括相談支援事業

- | |
|-------------------------|
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |
| 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実 |

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	50	50	50	50	50
確保方策（人回）	50	50	50	50	50

(18) 児童育成支援拠点事業

- | |
|------------------------|
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |
| 5 (2) 犯罪等の被害を防止する活動の推進 |
| 6 (2) 安心・安全なまちづくりの推進 |

養育環境等に課題を抱える学齢期の子どもに対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。今後、実施に向けた対策を検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	0	0	0	0	0
確保方策（人回）	0	0	0	0	0

(19) 子育て世帯訪問支援事業

- | |
|-------------------------|
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |
| 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実 |

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	30	30	30	30	30
確保方策（延べ人数）	30	30	30	30	30

3 その他の推進方策

(1) 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設等の計画的な整備を図ります。

(2) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進

城里町では、保育所型・幼保連携型認定こども園があり、子どもたちが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育の一体的提供を行っています。今後も、認定こども園における保護者の行事参加や各種活動の円滑化を図るため、就労の有無、利用時間の長短にかかわらず、保護者が相互に理解し連携できる環境づくりを支援します。

(3) 質の高い教育・保育の推進

① 認定こども園・保育園と小学校との円滑な接続の推進

小学校入学にあたり子どもや保護者が抱く期待や不安に対して、子どもの発達や学びは連続しているという観点から、認定こども園、保育園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につなげていくよう配慮します。

② 職員の連携、質の向上に対する支援

施設間の連携や情報共有を促進するとともに、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の実現に向けて、研修体制の充実、処遇面の改善を支援します。

また、認定こども園、保育園及び城里町で情報を共有し、協力体制を構築する等、相互連携に努めます。

(4) 外国人の子どもへの支援・配慮

教育・保育施設等において外国人幼児や両親が国際結婚の幼児等が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう理解と配慮の促進に努めます。

第 6 章 母子保健関連事業

1 目標事業量の設定及び目標

		現状事業量 令和 5 年度	目標事業量 令和 11 年度
基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり			
(1) 結婚・妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実			
①	母親・両親学級	3 回/年	継続
②	ハイリスク妊産婦訪問指導	実施	継続
③	こんにちは赤ちゃん事業	実施率 100%	実施率 100%
④	乳児相談	受診率 98.0%	受診率 99%
⑤	すくすくベビー	2 回/月	継続
⑥	離乳食教室	4 回/年	継続
⑦	つどいのひろば	1 回/月	継続
⑧	にこにこひろば	1 回/月	継続
⑨	おむすびころりんくらぶ	1 回/月	継続
⑩	こどもの相談会	3 回/年	継続
⑪	ことばの相談会	4 回/年	継続
⑫	プレイルーム開放	週 5 回	継続
⑬	母子愛育会の活動支援	実施	継続
(2) 母子の健康管理と疾病予防			
①	母子健康手帳の交付	届出割合 95.5% (妊娠 11 週までの交付)	届出割合 98% (妊娠 11 週までの交付)
②	妊婦健康診査	受診率 83.6%	受診率 85%
③	産婦健康診査	受診率 83.0%	受診率 85%
④	乳児健康診査	受診率 78.4%	受診率 80%
⑤	1 歳 6 カ月健康診査	受診率 89.0%	受診率 100%
⑥	3 歳児健康診査	受診率 94.0%	受診率 100%
⑦	乳幼児歯科健康診査 (1~2 歳 6 か月の平均)	受診率 87.7%	受診率 100%
⑧	予防接種	受診率 96.4% (1 歳 6 か月までに 4 種混合、 麻しん・風しんの予防接種を 終了している者の割合)	受診率 99% (1 歳 6 か月までに 5 種混合、 麻しん・風しんの予防接種を終 了している者の割合)
⑨	乳幼児の事故防止対策	実施	継続
(3) 思春期保健対策の充実			
①	思春期健康教室	1 回/年(各小中学校で実施)	継続
(4) 医療体制の充実			
①	救急・医療に関する情報提供	実施	継続
②	未熟児養育医療制度	実施	継続

2 母子保健調査必須問診項目として把握する指標

(独自の問診項目も含む)

指標名	調査対象者・目標値						
	現行水準 (令和5年度)	3・4 か月	目標値	1歳 6か月	目標値	3歳	目標値
妊娠・出産について満足している者の割合	88.2%	○	90%	—	—	—	—
妊娠中に歯科健診(治療を除く)の受診率	35.3%	○	40%	—	—	—	—
妊娠中の妊婦の喫煙率	5.9%	○	0%	—	—	—	—
育児期間中の両親の喫煙率	父 53.4%	○	父 20%	○	父 20%	○	父 20%
	母 9.7%		母 4%	○	母 4%	○	母 4%
妊娠中の妊婦の飲酒率	0.0%	○	0%	—	—	—	—
仕上げ磨きをする親の割合	73.6%	—	—	○	80%	—	—
出産後1か月時の母乳育児の割合	11.8%	○	30%	—	—	—	—
1歳6か月までに4種混合、麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合	98.0%	—	—	○	99%	—	—
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	97.1%	○	100%	○	98%	○	98%
積極的に育児をしている父親の割合	64.3%	○	65%	○	65%	○	75%
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	49.1%	—	—	○	65%	—	—
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3・4か月 97.0%	○	98%	○	74%	○	70%
	1歳6か月 73.6%						
	3歳 69.6%						
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	66.9%	○	95%	○	95%	○	95%
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	90.1%	○	95%	○	99%	○	95%
子どもを虐待していると思われる親の割合	3・4か月 2.9%	○	0%	○	0%	○	0%
	1歳6か月 1.8%						
	3歳 5.7%						
乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	100.0%	○	100%	—	—	—	—

現行水準：健やか親子21アンケート調査

※城里町令和5年度データ

第7章 計画の推進

1 分野別の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、親は次代を担う子どもを育ていく第一義的責任を負っており、その役割は重大です。

親は、子どもを養育する主体者である自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていくことに努めます。

(2) 学校及び児童福祉施設等の役割

学校、認定こども園、保育園、児童館等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を持っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや子育て支援の拠点としての役割を展開します。

(3) 事業所の役割

少子化が進む中、ワークライフバランスを実現させるため、事業所にとっても避けて通れない課題であり、働く人が仕事と子育てを両立させ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の整備に努めます。

(4) 町民及び地域自治組織等の役割

町民や地域自治組織等は、子育てを地域全体で担わなければならないことを共有し、日常のふれあいを通じて子どもが豊かな人間関係を身に付け、社会の一員としての自覚ができるよう、それぞれの個人や団体が持つ特性、専門的機能や技術を発揮して、家庭の子育てを応援する役割を積極的に果たすよう努めます。

(5) 町の役割

国、県との緊密な連携のもとに、全ての子どもが健やかに生まれ育つ環境と、子どもの自立を実現するため、サービスの質の確保や人材のスキルアップを図る中で、町民・家庭・認定こども園・保育園・学校・地域自治組織・事業所等の調整役として、各施策を総合的・計画的に展開します。

2 推進体制等の整備

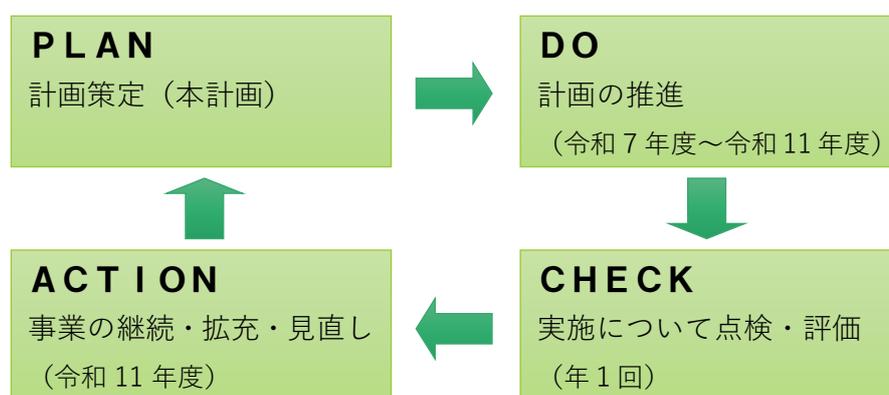
(1) 関係機関・団体及び住民との連携

本計画は、国や県との連携や協力はもちろん、各関係機関及び町民の参画による協力システムの充実を図り、行政の持つさまざまなノウハウを関係各団体等と共有し、総合的な施策の実現を図るものとします。

(2) 実施状況の点検・評価

本計画の実現に向けて、子ども、家庭の要望や地域環境の変化に応じて適宜見直しを図る必要があります。このため、子ども・子育て審議会において、計画の実施状況を点検し評価します。

また、評価に伴い、事業計画の検討や見直しを行います。



※PDCAサイクル：政策の策定から見直しまでを一貫し、円滑に進めるための手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、政策実行を継続的に改善し、次期の政策策定等へ反映させる。

(3) 関連分野に関する施策や事業の調整

本計画の実現に向けて、関連施策や事業を横断的に調整し、他職種・他制度による課題解決を目指します。

また、施策を総括する部署により、本計画の進捗状況を把握し、事業が効果的に実施されるよう配慮します。

(4) 情報提供体制の充実

本計画は、子どもの育ちや家庭に理解と関心を持ち、町民をはじめ地域や関係団体等社会全体が連携して支援をしていこうとするものです。

このため、本計画の内容を広く町民に理解してもらうために、町広報やホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、計画の周知を図っていきます。

(5) 庁内推進体制の整備

本計画の進捗状況については年度ごとに把握し、計画を総合的に推進するため庁内担当者会議を開催します。

(6) 事業計画進捗状況の評価と公表等

本計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。



資料編

1 城里町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 13 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、城里町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和5年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和6年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定委員

城里町子ども・子育て会議委員

令和7年3月現在

	機関・団体名	氏名
1	城里町議会議長	三村 孝信
2	城里町教育委員会教育長	添田 智
3	認定こども園 常北保育園長	瀬谷 豊彦
4	みどりこども園長	大澤 若葉
5	認定こども園 桂幼稚園長	小山 智大
6	城里町民生委員・児童委員協議会代表 (主任児童委員)	石川 渡
7	児童クラブ代表 (石塚開放学級支援員)	鈴木 真智子
8	城里町学校長会会長 (石塚小学校長)	海老根 祐一
9	ななかいこども園長	祐川 美穂

第3期 城里町
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

【発行・編集】

城里町 健康福祉課

〒311-4391

茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428-25

TEL 029-353-7265 FAX 029-288-6819